**３．研修対象とするたんの吸引等**

不特定多数の者を対象とし、実施できる特定の範囲が以下のもの

　①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管力ニューレ内部の喀痰吸引、

　④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養

※「不特定多数の者」とは､複数の利用者に介護職員が医療的ケアを実施する場合をいいます。

**４．研修内容**

①基本研修：講義５０時間＋筆記試験＋シミュレータ演習

②実地研修：現在勤務している自施設または同一・関連法人内の施設など、受講者が確保

した実地研修施設において実施。

※実地研修は､業務の必要に応じて、下記第1号または第2号のどちらかの研修体系を選択し

　て実施することになります。（講義と演習の内容は、第1号、第2号共通です。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研修体系 | 実施する行為の類型 | 行為数 |
| 第1号研修 | 喀痰吸引：①口腔内、②鼻腔内、③気管力ニューレ  経管栄養：④胃ろう又は腸ろう、⑤経鼻経管栄養 | ５行為 |
| 第2号研修 | 喀痰吸引：①口腔内、②鼻腔内　③気管力ニューレ  経管栄養：④胃ろう又は腸ろう　⑤経鼻経管栄養 | ５行為 |

**５．研修対象者**

病院､介護老人福祉施設（特養）､介護老人保健施設（老健）､有料老人ホーム、グループホーム､障害者（児）施設等､訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む）を対象とする。

①原則として､就業している事業所もしくは同一・関連法人の施設が登録特定行為事業者として

　登録申請している､または登録申請を行う予定であること。

②現在勤務している事業所の施設長が推薦した者であること。

③原則、全過程出席可能であること。

④受講者が勤務している施設もしくは同一・関連法人の施設など、実地研修施設を確保できる

　こと。

⑤実地研修の指導看護師を確保できること。

　⇒指導看護師とは、厚生労働省や各都道府県による指導者講習(不特定多数の者対象)もしく

　　は外部事業所で開催する「指導者養成研修」等の修了者をいう。

　　本研修を修了した介護職員等が都道府県の**従事者認定**の登録を受け、たんの吸引等を行うためには、所属している下記施設等が**登録事業者**となる必要があります。

　　介護関係施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、

通所介護､短期入所生活介護等

　　障害者支援施設等：通所施設及びケアホーム､障害児（者）施設等

　　在宅：訪問介護､重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等

　　特別支援学校

※平成30年1月から実地研修を修了した介護福祉士に喀痰吸引等を行わせる場合や介護福祉士に実地研修を行う場合には、従来の「登録特定行為事業者」とは別に「登録喀痰吸引等事業者」の登録が必要になりました。詳しくは静岡県介護指導課のHPをご覧ください。

**２**

**６．研修日程・会場（予定）**

日　程：全９日間〈講義〉2024年　6月 18日（火）～　7月　9日（火）全7日

　　　　　　　　　　　　〈演習〉2024年　7月 11日（木）

　　　　　　　　　　　　〈試験〉2024年　7月 16日（火）

会　場：医療法人社団　喜生会　ヒューマンライフ富士　研修室（会議室）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 月　日 | 時間（予定） | 研修内容（予定） |
| 講義 | 1日目 | 6月 18日（火） | 9：00～17：30 | ○人間と社会  ○保健医療制度とチーム医療  ○安全な療養生活 |
| 2日目 | 6月 20日（木） | 9：00～17：00 | ○清潔保持と感染予防  ○健康状態の把握  ○高齢者及び障害児・者の喀痰  吸引概論 |
| 3日目 | 6月 25日（火） | 9：00～17：00 | ○高齢者及び障害児･者の「たんの吸引」概論 |
| 4日目 | 6月 27日（木） | 9：00～16：30 | ○高齢者及び障害児･者の「たんの吸引」概論  ○高齢者及び障害児･者の「たんの吸引」実施手順解説 |
| 5日目 | 7月 2日（火） | 9：00～17：30 | ○高齢者及び障害児･者の「たんの吸引」実施手順解説  ○高齢者および障害児･者の「経管栄養」概論 |
| 6日目 | 7月 　4日（木） | 9：00～17：00 | ○高齢者及び障害児･者の「経管栄養」概論  ○高齢者及び障害児･者の「経管栄養」実施手順解説 |
| 7日目 | 7月 　9日（火） | 8：30～17：00 | ○「経管栄養」実施手順解説  ○「たん吸引」実施手順解説 |
| 演習 | 1日 | 7月 11日（木） | 8：30～17：30 | |
| 試験 |  | 7月 16日（火） | 10:00～11:00　　　修了式 | |

**７．募集定員**　２０名

**８．申込締切**　２０２４年　４月　２６日（金）

　　　　　　　　　　　※定員になり次第募集終了のため早めにお申し込み下さい。

**３**

**９．受講料**

　　　受講料金（消費税込）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ■第二号研修（基本研修・実地研修） | | |
| ●受講料　　　 　82,500円  ●賠償責任保険料　2,300円  ●テキスト料　　　2,420円  　　　※振込額87,220円 |  | ●基本研修補講料　5,500円（別途徴収）  ●演習補講料　　　8,800円（別途徴収）  ●筆記試験補講料　5,500円（別途徴収）  ●筆記再試験料　　5,500円（別途徴収）  ●他施設の指導看護師に対する謝金  　　　　 11,000円／行為毎（別途徴収）  　※その他費用については発生時にお振込みをお願いします。 |
| ■養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を修了している方（実地研修のみ） | | |
| ●受講料　　　 　16,500円  ●賠償責任保険料　2,300円  ※振込額18,800円 |  | ●他施設の指導看護師に対する謝金  　　　　 11,000円／行為毎（別途徴収）  　※その他費用については発生時にお振込みをお願いします。 |

**10．申込み方法**

　　①受講申込書に必要事項を記載し、下記郵送先まで郵送ください。

　　　〒417-0801　富士市大渕3900　医療法人社団 喜生会

　　　留意事項　☞　封筒の表に「（第二号研修）受講申込書」と赤字で明記

　　　　　　　　☞　11の2に該当する指導看護師の正看護師免許証のコピーを添付

　　　　　　　　☞　11の3に該当する認定証・修了証のコピーを添付

　　　　　　　　☞　受講決定(結果)送付用封筒１通分(長形3号封筒(84円切手を貼付･受講者の住所氏名を記入))　※送付用封筒につきましては各受講生毎としてください

　　②※振込額　87,220円(税込)を下記口座に振込をお願いします。

※医療的ケア修了の方は18,800円です。

【振込先】　静岡銀行　富士中央支店　普通口座　口座番号：42636

　　　　　　　　　口座名義：医療法人社団喜生会　理事長　川上正人

留意事項　☞　受講決定通知到着後、指定期日までに受講生名義にて振込をしてください。

　　　　　　　　☞　振込いただいた受講料については返金いたしませんのでご承知おきください。

　振込締切　２０２４年　５月　１7日（金）

**４**

**喀痰吸引等の行為を適切に実施することができる介護職員等の養成は、慢性期医**

**療及び介護現場の質の向上を目指し、地域包括ケアシステムの担い手になります。**

**１．目的**

介護職員等による喀痰吸引等は､介護現場におけるニーズ､とくに特別養護老人ホームにおいて喀痰吸引等を必要とする利用者が多く入所しているという状況などから､やむを得ない措置として一定の要件の下に運用（実質的違法性阻却）されてきましたが､この運用が平成27年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正によって法制面に位置づけられたことから､当法人では医療･介護団体としての特性を活かし､喀痰吸引等をより適切に実施できる介護職員等を養成してまいります。

　　◇新カリキュラムの養成課程を経た平成２８年度以降（予定）の介護福祉士国家試験合格者については､資格の取得により､たんの吸引等を実施できることとされており､看護職における認定看護師や特定看護師と同様に、より専門性の高い上級の介護職として評価されていくと予測されます。すでに介護福祉士の資格をお持ちの方や介護職員として現場で活躍されている方におかれましては､是非本研修を受講いただき、さらにチーム医療の可能性を広げていきましょう！

**２．法人のたんの吸引等研修の特色**

※医療法人社団が主催する静岡県初のたんの吸引等研修！

　　 　 医療的ケア教員講習会（指導看護師）を修了し知識・技術の修得した教員看

護師や指導看護師の基、慢性期医療を熟知したレベルの高い講師陣を擁しています。

※喀痰吸引等の行為の習熟をとおして介護現場のレベルアップを目指す！

　 　 　医療･介護研修の特色として､喀痰吸引等の行為の習熟を通して医療･介護の知識と技

　　　　 術のレベルアップを目指し､看護師等との連携を深めていきます。

※医療機関に勤務する介護職員等も受講可能！

　　 　本研修を修了した介護職員等が新たに身に付けた技術を生かして活躍できる場は、特

　　　　 養や老健などの介護関係施設や障害者支援施設ですが、当法人では、将来的には医療

　　　　 機関にもその活躍の場が広がっていくことを期待しています。

**１**

**１1．実地研修について**

実地研修は下記の施設で実施することができます。

　　　　１）自施設（同一法人・関連法人等）において、実地研修を実施していただきます。

　　　　２）実地研修は、平成23､24年度に実施した指導看護師研修に準じた知識や技術を有する臨床等での実務経験３年以上の正看護師の指導の下、医療的ケアの必要な利用者に対し、習得すべき行為毎の実施回数以上の実地研修を実施した上で、実地研修評価票の全ての項目について指導看護師が評価を行います。

　　　　　　留意事項　☞　指導看護師要件は平成23､24年度に実施した指導看護師研修に準じた知識や技術を有する臨床等での実務経験３年以上の正看護師となり

指導看護師研修の受講の有無は問いません。

　　　　　　　　　　　☞　指導については､(中央法規出版) 介護職員等による喀痰吸引･経管栄養研修テキスト指導者用を参考にしてください。

　　　　〈実地研修の体制について〉

　　　　　①実地研修では、指導者看護師等の指導の下、下記の行為を実施します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行　為 | | 実施回数 |
| たんの吸引 | 口腔内吸引 | １０回以上 |
| 鼻腔内吸引 | ２０回以上 |
| 経管栄養 | 胃ろう又は腸ろう | ２０回以上 |

　　　　　※本研修のシミュレータ演習は通常手順を行います。人工呼吸器装着者に対するシ

　　　ミュレータ演習は実施しませんので、人工呼吸器装着者に対する実地研修は実施

できません。

　　　　　　②実施施設において、以下の要件を満たしていることが必要です。

　　　　　 (ア)対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。

　　 　 (イ)医療、介護等の関係者による連携体制があること。

　　 　 　　(ウ)実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職

　　　　　　　　員等を指導する医師又は指導看護師について、介護職員等数名につき、１人

以上の配置が可能であること。

　　　　 　(エ)有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等においては、常勤の

　　看護師の配置又は医療関連体制加算をとっていること。

　　　 　　 (オ)過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及

　　　　　　　　び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者総合支援法、児童福祉法等によ

る同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。

　　　 　 　(カ)たんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用している

　　　　　　　　こと。

　　　 　　(キ)施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。

**５**

　３）研修の一部履修免除者について

　　以下に定める者については一部履修免除等の適応となります。

　（１）「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号　厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者。

　（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

　（2）養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を履修した者。

　（履修の範囲）

　　基本研修又は、基本研修及び実地研修（修了した行為に限る）

**6**

*介護職員等による*

*たんの吸引等の実施のための研修*

**参加のご案内**

講義－演習―筆記試験―実地研修

　　　　　　　　医療法人社団　喜生会

　　　　　　　（登録研修機関　静岡県登録番号：２２２００６）